

下野市にお住まいの方へ

2025年
4月1日から
もやすしかないごみは
(もやすごみ・可燃ごみ)
指定ごみ袋

- ・『もやすしかないごみ（燃やすごみ）』を透明・半透明の袋で出すとルール違反で回収されません。
- ・指定ごみ袋で『もやすしかないごみ（燃やすごみ）以外』を出してしまうのもルール違反で回収できません。

指定ごみ袋は、もやすしかないごみを出す際のみご使用ください。

指定ごみ袋の準備をお願いします

指定ごみ袋販売店拡大中！販売店情報は
小山広域保健衛生組合のホームページを
ご確認ください。



【指定ごみ袋やごみ出しに関する問い合わせ先】

下野市環境課 ☎0285-32-8898

制度等については、市ホームページでも公開中

